

# 全国一般愛知地本

2020年 12月号

発行 2020 年 12 月 17 日(木)

## ＝発行責任者＝

全勞連・全国一般労働組合愛知地方本部  
執行委員長： 煤本 國治



リル本社前には21回の参加で集会を行いつつともに「生産再開の署名と団体署名253382筆の個人署名」を提出しました。ダウ・ケミカル日本はコロナ禍の中で対応を拒否し、日本アクリル社長は出張で都合がつかないとき、人事担当者がオフィイスの通路で要請書と署名の受け取りとなり、実質的

## 釣果をアクリル支部 へ寄贈！！



10月13日、あつた支部の仲間が神島まで真鯛釣りに行きました。釣果は真鯛、ハマチ、黒鯛など50匹でした。(写真参照)この日、アクリル支部事務所でニュース作りを行っている組合員に、参加者全員からエールと釣果の一部が届けられました。

(投稿 あつた支部 K)

お知らせ

いよいよ年も押し迫つてきました。例年実施している旗開きについても1月8日に予定していましたが、新型コロナウイルスの感染予防の為中止としました。愛券連も同様です。

には要請団の受け入れ拒否の行動に出てきています。主催者である東京地評会の議長からは「不当なパワーハラや差別と全力でたたかう。誰もが人間らしく安心して働き暮らすためにも、市民と野党の共闘を前進させ、総選挙で政治を変えよう」と呼びかけられ、私たち参加者もアクリルの争議だけでなく全国での争議を全てなくすことを視野に入れ運動を展開することが必要であるし、最終的には政治を変えるところまでいかなければと痛感させられた「一日行動でした。

(地本執行委員長: S)

全労連の教育制度「わくわく講座」の閉講式が開かれました。今年の愛知の受講者は40名です。この時期に大勢で集まることがであります、当団は委員も含めて10名ほどの参加です。全労連から副議長の清岡弘一さんを招き、ナショナルセンターとしての全労連の役割、地方労連、単産、個別の労働組合の活動のポイントなどを、わかりやすく興味深い内容で聞くことができました。途中、講師から質問が投げかけられて、考え方ながら意見を交換するやりとりが

閉講式  
12月5日

2020年わくわく講座



在宅介護を応援する  
『たすけあい介護サービス』  
の利用ができます



- 介護サービスは、全労連共済・共済事業部会と一般社団法人日本フロンティア・ネットワークが協同で提供している新しい福利厚生サービスです。
  - この介護サービスは経済的で安心なく福祉用具を使用できるようにするものです。
  - 以後サービスに関する連絡業務は、日本フロンティア・ネットワークが委託しております。
  - 不明の点は、日本フロンティア・ネットワークへ問い合わせてください。

一般社団法人 日本フロンティア・ネットワーク  
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-21 大手町モダンビルディング 702号室  
電話番号 03-5282-7811 FAX 03-5282-7812

●たおれたい会員サービスの手引き

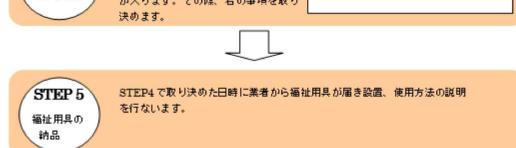
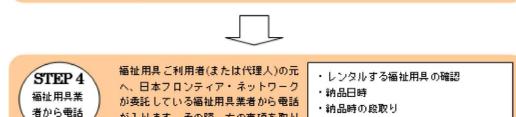
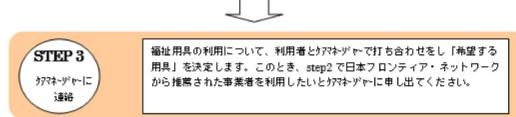
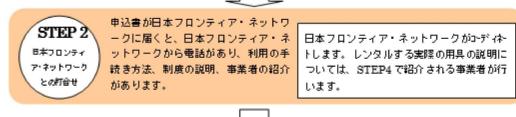
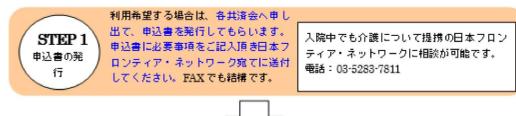
■制度	
介護費用助成サービス制度 (接種具利用品料限定)	● 介護保険対象福祉用具を利用する時、月額レンタル料の10%を助成する制度です。
利用できる人	● 各共済会会員および被扶養者、三親等以内の親族 (三親等の親族：おじ、おば、曾祖父母までの親族) ● 各共済会が認めた方 ● 上記の方に要介護認定を受けている方が利用できます。
申込書	● 各共済会が「たきけあい」へ記載手順書「申込書」を配行します。
利用の手続き	● 「たきけあい」譲り受け申込書の宛先を記入する。 ● 内容記入の上えきえき共済会、または日本フロンティア・ネットワークへ送付する。(郵送、FAXも可) ● 日本フロンティア・ネットワークから申込書へ直接電話で連絡があり、利用に関する説明があります。

<b>助成</b>	
<b>助成事由</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険対象の在宅福祉用具のレンタルを利用したとき。</li> <li>利用できる福祉用具は、介護保険で利用できる福祉用具全てです。</li> </ul>
<b>助成金額</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、月額料金の10%（消費税は除く）と事業手数料400円（+消費税）を差し引いた金額を助成します。</li> </ul>
<b>免費</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用開始した当月分・翌月分は助成されません。</li> </ul>
<b>給付時期</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初めて利用開始する場合は、利用開始した月を起算月とします。</li> <li>利用開始して以後に到達する3.6.9.12月末に直前三ヶ月分を助成します。 したがって初回の助成金額は延べ3ヶ月分の助成となります。</li> </ul> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 初めて利用開始する場合 3月15日で初めて利用開始の場合は、3月を起算月とし、4月、5月分を6月末に給付します。以後、同様に3ヶ月分づつ助成します。</li> </ul>
<b>助成方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込者が確定する支払口座にて振り込まれます。</li> <li>振込みは、組合員本会でなくできません。</li> <li>月額料金の10%に+消費税は利用者負担となります。</li> <li>送金のたびに、事業手数料がかかるますが、月額料金の10%（3カ月分）が1,000円以下の場合は、それにまとめて送金します。</li> <li>振込は銀行印を捺すと記載されます。</li> </ul>
<b>組付を受けるために利用者が提出するもの</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求するにあわらわしい提出書類等の準備作業は必要ありません。</li> <li>すべて連絡事務局がお世話してくれる都合になっています。</li> </ul>
<b>注意点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則日本フロンティア・ネットワークが推薦する業者を利用する必要があります。</li> </ul>
<b>運営</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス専門会社は日本フロンティア・ネットワークに委託しております。</li> <li>問い合わせは直接受理下記日本フロンティア・ネットワークまでお願いします。</li> </ul>

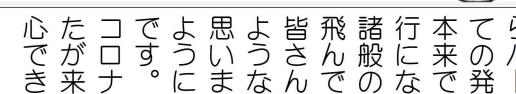
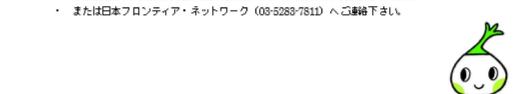
問い合わせ、申込み下記まで

一般社団法人 日本フロンティア・ネットワーク  
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-21 大手町モダンビルディング 702号室  
電話 03-5283-7811 FAX03-5283-7813

## 申し込みから利用までの流れ



注意事項  
・レンタル中に利用者が入院された場合は、ただちに業者まで連絡してください。



たすけあい介護サービス Q&A

質問	回答
<b>助成の額、助成時期について教えてください。</b>	<p>原則として、月額料金の 10% (賃貸料は除く) と事務手数料 400 円 (+消費税) を差し引いた会員料金を支払します。</p> <p>ただし、利用開始した初回月分は給付されません。</p> <p>・初回月と同時に、実際に利用を始めた月のことをいいます。つまり利用料をはじめて支払った月といいます。</p> <p>・アパートの引っ越しで、用品を搬出した月は初回月ではあります(年始など)。</p> <p>・3月、4月、5月は、10月の翌月が初回月となります。</p> <p>・3月は、12月～2月分の初期料金です。</p> <p>・初回の賃貸料金額、利用開始月によって1ヶ月分～3ヶ月分と異なります。</p> <p>・月額料金の 10% に応じて賃貸料金は利用料負担となります。</p> <p>・通常、0.01円は、ショセイキンHKS あります。</p> <p>・名前をしておる場合はショセイキンHKS あります。</p>
<b>全国、どこでも利用可能なのでしょうか？</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、東京で唯一の会員登録までの確認ください。</li> <li>・（注）現地可能な限りにおいて、推奨業者の看板の確認が必要です。</li> <li>・利用可能場所は1ヶ所都度です。ご確認が必要です。（下図 参照）</li> <li>・同居してなくてても利用できます。</li> </ul>
<b>申込者と権益用具利使用者が同居していませんか？</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者本人でなくともかもしれません。ただし、なるべく利用者・利用者親の両方の口印を捺してください。</li> </ul>
<b>預り込まれる銀行口座名義は、組合員でなくてはなりませんか？</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者本人でなくともかもしれません。ただし、なるべく利用者・利用者親の両方の口印を捺してください。</li> </ul>
<b>口座は、銀行以外でも利用できますか？</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お譲り受けた他の預貯金であります全て利用可能です。利用者への説明、運送手数料の請求がされます。利用する用意は必須です。○車いす用具品、○特種荷物、○特種輸送機器、○荷物2kg未満の取扱用具、○車椅子用具品、○スローラー、○歩行用具、○歩行用杖具、○介護用車椅子、○介護用車椅子用具（つり具の部分を含む）</li> </ul>
<b>利用できる権益用具にはどんなものがありますか？</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運送代理店の預貯金であれば全て利用可能です。利用者への説明、運送手数料の請求がされます。利用する用意は必須です。○車いす用具品、○特種荷物、○特種輸送機器、○荷物2kg未満の取扱用具、○車椅子用具品、○スローラー、○歩行用具、○歩行用杖具、○介護用車椅子、○介護用車椅子用具（つり具の部分を含む）</li> </ul>
<b>介達サービスを受ける場合、推薦事業者を利用しないと給付を受けられませんか？</b>	<p>原則として推奨業者を利用する必要があります。</p> <p>※運送代理店の預貯金であります全て利用可能です。</p> <p>・運送代理店の預貯金であります全て利用可能です。</p> <p>・推奨業者でなければどうぞごめんなさい。</p> <p>・推奨業者でなければどうぞごめんなさい。</p> <p>・運送代理店の預貯金であります全て利用可能です。</p>
<b>運送費用はどこから出ているのですか？</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本、NPO「日本生活支援サービス（介護サービス等）をはじめ、様々な分野「事業」（交流活動）「研究活動」を運営会員・企業・団体のみなさんと連携しています。</li> <li>・このサービスを利用するために、運営会員は年会費を負担します。</li> </ul>
<b>助成金額が少ない場合でも、事務手数料 400 円 + 消費税は引きかれますか？</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運送料金の中に、事務手数料400円がありますが、月額料金の10% (3ヶ月分) が1,000円以下の場合は、次回まとめて請求します。</li> </ul>
<b>介護用品以外のことも相談できますか？</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護全般についての相談ができます。</li> </ul>
<b>申込者はどこに請求すれば良いですか？</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単位会員です。</li> <li>① 各会員会員に請求してください。</li> <li>② 運送日本本社へお問い合わせ窓口へお尋ねください。</li> </ul>

利用可能地域	①青森県	②福島県 (福島市予定)	③栃木県	④群馬県	⑤茨城県
⑥埼玉県	⑦東京都	⑧千葉県	⑨宮崎県	⑩鹿児島県 (鹿児島市)	⑪愛媛県
⑫三重県	⑬大阪府	⑭京都府	⑮兵庫県 (南部)	⑯高知県 (南西部)	⑰福岡県 (北西部)

(2019.11 検定)

今までの活動を見直し今後のことを考へる機会となりました。「わくわく講座」では労働組合や社会情勢のことを楽しく学ぶことができます。興味を持たれた方は、執行部員までお問い合わせください。

機関誌担当の前田  
ラバトンタッチし初め  
ての発行になります。  
本来でしたら先月の発  
行になるはずでしたが  
諸般の事情により一月  
飛んでの発行です。  
皆さんに読みたくなる  
ような内容にしたいと  
思いますが、中々思う  
ようにならないのが常  
です。今年はコロナ、  
コロナで明け暮れまし  
たが来年は少しでも安  
心できる年に！

編集後記

(地本學習教育委員會) 記

(新担当  
U